

〔論文〕

学生の主体的な学びを目指すシラバスに関する 教育政策と高等教育機関の動向

—短期大学の例—

北川 昌子

1. はじめに

シラバス（授業計画）については、大学審議会答申（1991年）「大学教育の改善について」¹⁾、²⁾においてシラバスの充実が取り上げられたのち、大学設置基準の改正（2007年7月13日公布、2008年4月1日施行）³⁾によって、その作成が義務化された。

さらに、中央教育審議会（以下、「中教審」という）答申（2012年）「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」⁴⁾では、シラバスの厳格化が示された。その後、高等教育機関では、「主体的な学び」の観点で、学修者中心の授業への転換や、学修時間の増加を促すこと等により、大学教育の質と量の改善が求められている。

本稿では、たび重なる大学審議会答申および中教審答申等の教育政策の改革を受け、高等教育機関が、シラバスの改善を図ることによって、学生の主体的な学びを目指してきた経緯を確認しつつ、現在、短期大学ではどのようなシラバスが公表されているのか、特に到達目標等について調査し、さらなる改善の必要性を明らかにすることが目的である。

2. シラバスの充実に関する答申および動向

2.1 シラバスの概念

シラバスは2つの役割をもつが、主に学生が履修登録時の参考にする役割だけが知られてきた。もう一つは、個々の教員が履修学生に対して授業計画を明示し準備学習を指示する役割をもつ（「高等教育の一層の改善について」大学審議会答申、1997）²⁾。後者では、現在、欧米のように第一回目の授業で授業計画等を詳細に示し、変更があれば修正して学生に再配布すべきと捉えられている。

中教審大学分科会（2008年）「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」⁵⁾の“用語解説”では、シラバス（授業計画）は、次のように説明されている。

(a)「各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学修等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が各授業科目の準備学修等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価

等にも使われる。」

さらに、中教審答申(2012年)「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」⁴⁾の“用語集”では、(a)に続けて次の(b)が加筆されている。

(b)「アメリカでは、教員と学生の契約書と理解されている例もある。授業内容の概要を総覧する資料(いわゆるコース・カタログ)とは異なり、科目の到達目標や学生の学修内容、準備学修の内容、成績評価の方法・基準の明示が求められる。」

シラバスの用語説明が、中教審答申で詳細になっているように、高等教育機関での教育改革は、単なる授業計画に留まらず、より具体的な内容や評価方法等の明示を強く促すようになった。

2.2 答申等と高等教育機関

・1990年代

シラバスについて言及された答申を遡ると、大学審議会答申(1991年)「大学教育の改善について」および「短期大学教育の改善について」で、大学設置基準および短期大学設置基準の大綱化・簡素化等が答申された時に至る。各大学および短期大学で、「多様で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう、授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定を弾力化する。」¹⁾という内容の答申を受けて、度々、教育制度、政策等の大学改革が行われてきた。

同じ頃、各大学では、高度化・国際化する1990年代のバブル崩壊の中で、共同で大学間連携や、大学と地域の自治体や企業との連携協力が盛んに行われるようになった。

例えば、関東地方では、1962年からすでに大学間相互交流や大学教育のセミナー等を実施していた大学セミナー・ハウスで、当時はまだファカルティ・ディベロプメント(FD)⁶⁾に馴染みがなかった1990年に、大学教育改善のため、第1回「教員研修(FD)プログラム」を開催(～2002年)している⁷⁾。大学セミナー・ハウスで、大学教員研修マニュアルの図書(1990年)⁸⁾も出版しFDの先鞭をつけた。1996年開催の同プログラムでは、授業の質の改善は、シラバスの作成や学生による授業評価の導入であり、教員の意識改革がFDによって行われるべきであるが、その取り組みが不十分であるという現状認識がされている⁹⁾。これより一足先に、大学単独で、『FDプログラム研究レポート』(1988年11月～)¹⁰⁾の発行を始めた大学もある。特に、留学生が多く単位互換制度等が必要な大学では、インターネットも普及していない時代に、国際標準に合わせるため、またFDの認識を広める出版物の発行によって学内の情報共有を高める必要性に迫られていたと考えられる。

一方、近畿地方でも、大学と地域の総合的な発展を図るため、京都市が企画した「大学のまち京都・21プラン」(1993年3月)に基づき、大学の教育研究活動の充実等を日本初の長期的大学政策ビジョンとして掲げた「京都・大学センター」が、「大学コンソーシアム京都」の前身として1993年4月に設立されている。1995年には「第1回FDフォーラム」が開催された^{11)、12)}。のちに、「大学コンソーシアム京都」の「京都FD開発推進センター」で、教育力の向上のため、シラバス作成の骨格となる各大学のカリキュラム設計や、教職員による組織的な教育改善等を、約50の連携大学・短期大学

間で共通の課題として協力して、FD研修を行うようになった¹¹⁾。

大学教育の実践的研究・開発を目的とする我が国初の組織としては、1994年6月に京都大学に、「高等教育教授システム開発センター」(2003年に高等教育研究開発推進センター)が設置された。「大学教授法研究」、「大学教育課程研究」、「大学教育評価システム研究」の3研究領域を基盤に、カリキュラム企画開発、教育アセスメントの研究等の部門も設置され、現在も学内のみならず、中教審や大学教育界に影響を与えている¹³⁾。

・2000年代

シラバスについては、各大学の教育ポリシーや書式等と関わるため、教員自らがFDを行うことなしには進められない。このため、2000年代には全国の各大学や大学間連携の組織等でも同様のFDプログラムやマニュアルを作成し、研修を実施する動きが広がった^{14)、15)}。

その後さらに、大学設置基準(改定)(2008年)により、各大学のシラバスの改善を含む教育改善は、PDCAサイクルを導入しつつ、進展するようになった。また、各種大学評価や補助金申請でも教育改革ができていくかどうか評価基準に採り入れられるようになったため、カリキュラム改革や、新任教員研修等のFDの進展の中で、組織的にシラバスの充実が進められている。

さて、大学教育審議会のあとに改組された中教審(大学分科会)は、「我が国の高等教育の将来像」(2005年)を答申している¹⁶⁾。アドミッション・ポリシー(AP、入学受入方針)、カリキュラム・ポリシー(CP、教育課程)の改善、ディプロマ・ポリシー(DP、学位授与、「出口管理」)の3つのポリシーの明確化、大学の成績評価基準の明示の義務化、およびFDの義務化等を記載した。

・大学設置基準の改正

中教審答申(2005年)の提言を踏まえ、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(文部科学省高等教育局長、2007年7月13日)³⁾によって、通知に係る省令及び告示、大学設置基準の改正(2008年4月1日施行)が通知された。シラバスに関しては、「大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする」と、シラバス作成の義務化や、大学の成績評価基準等の明示の義務化だけでなく、FD実施の義務化、単位制度の実質化等にも言及している。

また、中教審答申「学士課程の構築に向けて」(2008年12月24日)¹⁷⁾において、3つのポリシーの再構成が必要とされている。つまり、DP(学位授与・学修評価)については教員が「何を教えるか」ではなく学生が「何ができるようになるか」、CP(教育内容・方法等)については「どんな教育方法をとるか」、AP(高等学校との接続)については「どんな学生が入ってきているか」の3点を見直すように求めている。社会のニーズに応え、国際通用性を備えた人材育成が必要であり、フォーマッ

トの標準化を行い、PDCAサイクルの導入等による改善についても言及している。「教育課程編成・実施の方針」については、学修の系統性を考慮した「教育課程の体系化」、授業時間外の学修を含めて45時間を1単位とする考えの徹底（実質化）を図る「単位制度の実質化」、主体的に学ぶ双方向型授業や能動的活動等の「教育方法の改善」、到達目標や成績標準の明確化等の「成績評価」の取り組みが示されている。

一方、シラバスに関しては、次のように、より具体的な留意点を示している¹⁷⁾。

◆各科目の授業計画に関しては、学部・学科等の目指す「学習成果」を踏まえて適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する。

シラバスに関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

- ・各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
- ・準備学習の内容を具体的に指示すること
- ・成績評価の方法・基準を明示すること
- ・シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものに止まらないようにすること

カリキュラム・シラバス等と情報公開との関係では、この間、各大学に「大学による情報の積極的な提供について（通知）」（文部科学省、2005年3月14日）¹⁸⁾が通知されたように、学校教育法（第25条）等においても、教育研究活動と情報の積極的な提供が求められた。さらに、「学校教育法第113条および学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（2010年6月15日、文部科学省令第15号）¹⁹⁾により、教育研究活動等の状況の公表について義務化された。そのうち、シラバスは公表すべき教育情報として明記された（学校教育法施行規則172条の2）。このため、カリキュラムやシラバスは、高等教育機関として説明責任を果たす一手段であるが、大学は一般社会からも客観的な教育評価を受けるようになった。

中教審大学分科会大学教育部会の「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（審議まとめ）」（2012年3月26日）²⁰⁾では、「学生の主体的な学びの確立—その始点としての学修時間—」の項目で、次のように述べられている。「学士課程教育の質の充実」のためには、「十分な質を伴った学修時間が実質的に増加・確保されているか」に着目し、①学生が主体的に事前の準備、授業の受講、事後の展開などを行うこと、②学士課程教育の質的転換を行うこと、③基本的な学修時間の確保を行うこと、という点が指示されている。

これらの内容は、数年間だけでもたびたび「審議まとめ」や議事録で内容が公表されてきたが、あらためて「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」（2012年8月28日）⁴⁾が、同様の内容で答申されている。教育の質保証システムの整備を主眼とする『学士課程答申』（2008年）に対して、学生の学修の質向上に主眼が置かれた『質的転換答申』（2012年）とする研究者²¹⁾もあり、教育の質保証や学修の質向上のための手段として、学生を主体とする授業設計を推進するためにも、

FD活動は益々欠かせないものとなった。

2018年の中教審大学分科会からは、「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」(2018年6月28日)²²⁾が出されている。「個々人の強みを最大限に活かすことを可能にする教育」に転換することが重要であるとして、従来は、教員が何を教えたか、教えたい内容を主体としていたのに対し、転換後は、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」、「自らが学んで身に付けたことが社会に対し説明し納得が得られる」体系的な内容にすること、また、学部学科ごとに修得すべき知識、能力の達成目標を明確にしてカリキュラムに構築する等が求められているとまとめている。

これらの趣旨は、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(答申)(中教審第211号、2018年11月26日)²³⁾にも、盛り込まれている。

近隣地域の高等教育機関で連携してFDに取り組む組織については、「大学セミナー・ハウス」や「大学コンソーシアム京都」等を前述した。学協会のFD関係では、一般教育学会に始まり、大学教育学会(旧一般教育学会)、日本高等教育開発協会(JAED)等がシラバス・学修評価、大学教育の資質向上等を含む課題に取り組んできた。「FDの実践的課題解決のための重層のアプローチ委員会」(大学教育学会)の研究メンバーのように、各地の大学教育センター等に所属する高等教育開発者も共同研究を行っている^{24)、25)}。

日本高等教育開発協会は、「2030年に向けた大学教員の教育能力の開発と評価についての7つの提言-FD2030-」(2018.7.25)を出した²⁶⁾。これは、大学教員の役割・能力・資質の変容等に対応するため、①大学教員に対する「高等教育機関における教育能力資格」の取得の必須化、②FDの定義の見直し、に留まらず、⑦ファカルティ・ディベロッパーの配置を含む7つの提言により、大学教員の教育能力の育成のあり方を見直し、教育の質保証システム構築を行う必要性について、政府、大学・大学間連合および学協会に訴えている。

このように大学間連合、学協会や各大学教育センター等でFD研究が普及・向上する中で、各大学で、学生主体のシラバスへと改善が進められている。

以上の答申および研究資料等から、シラバス作成に関しての、主な着眼点として次の点を挙げることができる。

【シラバス改善の主な着眼点】

- ① 大学の3つのポリシーに基づき、学生主体の到達目標を明示する
- ② 学生主体の授業計画を立てる
- ③ 授業時間外学修(事前・事後)の明示をする(単位制度の実質化)
- ④ 主体的に学ぶことができる学習方法をとる(例)双方向型学修、能動的学修
- ⑤ 質保証の枠組みにそって、科目の目標達成が評価できるような具体的な成績評価基準を明示する

2.3 四年制大学の現状

全国の四年制大学における教育内容・方法の改善等の実施状況について、文部科学省が毎年実施している調査結果「大学における教育内容等の改革状況について」(2008-2015年度)²⁷⁾のうち、2009年度の調査「シラバスの具体的内容」からは、シラバスの内容や当時の現状がわかる。シラバス作成大学の約96%にあたる705大学のうち、63%以上が記載している内容は、調査12項目のうち7項目であり、「授業のねらい」、「授業の概要」、「各回の授業内容」、「教科書・参考文献の指示」、「成績評価の方法・基準」、「到達目標」、「履修するうえでの必要な要件」になる。記載が少ない(280大学未満)内容の5項目は、「準備学習等についての具体的な指示」、「準備学習等に必要な学習時間」、「オフィス・アワーの明示」、「担当教員からのメッセージ」、「担当教員の連絡先」であり、特に「準備学習等についての具体的な指示」は50大学(7%)に留まるという結果であった²⁸⁾。当時から、この点についての指摘が中教審からあった。

同様に2015年度の調査結果から、シラバス関係では次の点が明らかになっている(調査対象：国公立779大学。ただし、短期大学、平成27年度に学生の募集を停止した大学を除く。)²⁹⁾。

・シラバスの記載項目

授業科目でシラバスを作成し、記載項目を統一している学部を持つ大学は98.8%で、2009年度から増え、ほとんどの大学で項目を統一している。

記載項目のうち、「授業における学修の到達目標」、「各回の授業の詳細な内容」、「準備学修に対する具体的な指示」についての項目は、78%以上の大学で設けられている。しかし、「授業期間を通して課される課題(試験やレポート)の内容」の項目を設けているのは約55%であり、「人材育成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連」、「当該授業科目の教育課程内の位置づけや水準を表す数字や記号(ナンバリングを含む)」、「課題(試験やレポート等)に対するフィードバックを行うこと」の項目は、15.0%、22.7%、31.6%と低い割合で設けられている。

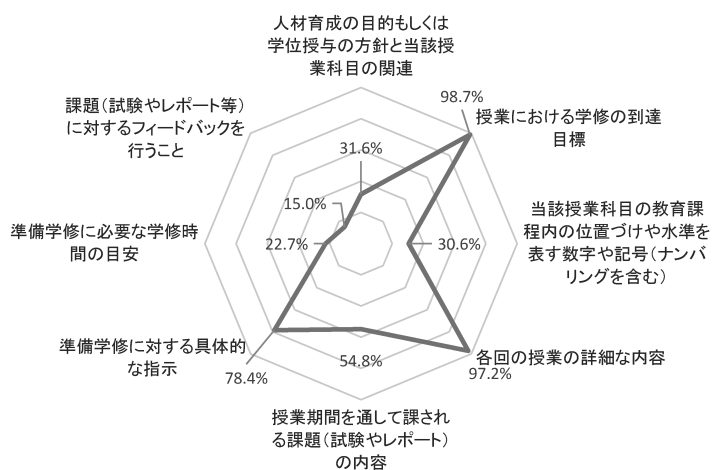


図1 大学におけるシラバスの記載項目の状況(2015年度)

(出典)「大学における教育内容等の改革状況について(平成27年度)」(文部科学省)²⁹⁾から筆者作成

を表す数字や記号（ナンバリングを含む）」、「準備学修に必要な学修時間の目安」、「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックを行うこと」の項目がある大学は、40%以下と低かった（図1）。

このほか、「大学における教育内容等の改革状況について」では、継続した進展が見られた項目として、シラバス作成内容を担当教員以外が検討・修正する機会がある大学（80%）、シラバスで準備学修に関する具体的な指示を記載している大学（78%）、GPA制度を導入している大学（85%）、学生の学修時間や学習行動の把握を行っている大学（85%）を挙げている。

各大学別の最近の動向は、文部科学省事業「大学教育再生加速プログラム」（2014-2016年）³⁰⁾ の選定（短期大学等を含む74件）からもうかがえる。シラバス関係では、例えば、「アクティブ・ラーニングと学修成果の可視化の複合型」事業（2014年）として「e-シラバス」と「ポートフォリオ」を連動させた「統合型アクティブ・ラーニング・システム」の構築を行う大学や³¹⁾、「授業設計と成績評価ガイドライン」（2015年）による「授業評価の基準の全学統一」、「電子シラバス」の変更、「授業別ルーブリックの導入」を行う大学³²⁾等が、補助金を得て、数年間にわたる独自の教育改善を行っていることがわかる。

3. シラバス項目と内容

具体的なシラバス作成に関して、文部科学省（2009年度）の調査のほか、各FD研修^{33)、34)、35)}、授業設計の資料^{36)、37)}、シラバス作成要領^{38)、39)、40)}等を確認すると、概ね次のような共通したシラバス項目を確認できる。

授業概要（目的）、学習目標（到達目標）、履修条件・受講条件、授業計画、授業外における学修、教科書・教材、参考文献、成績評価、その他（学修上の助言、オフィスアワー、連絡先）等。

図1のように統一的な項目を設置するだけではなく、項目内の記述内容について、授業担当教員以外の第三者が空白や記述不足をチェックしたり、年度毎にシラバスの改善ポイントを決めて段階的にシラバスの充実・向上を図る大学も見られる³⁸⁾。また、シラバス記入者が、主体的な学修を目指さざるを得ないような、AL（アクティブ・ラーニング）ポイント認定制度等を取り入れ詳細なシラバス入力フォームを準備している大学³⁹⁾もある。

このため、開講科目数が多い学部や大学では、2000年代にシラバスは紙媒体では分厚くなるため、Webシラバス検索システムに切り替えた大学が増加した。教員の中には、履修者数や履修学生等の履修状況を確認後、授業開始時（1回目）に、あらためてシラバスを修正し紙に印刷し直して学生に配布することにより、学生と授業計画の「契約」を確認するという運用を行っている教員も多い。

また、成績評価方法については、「最終試験は最終的な成績の3分の1を超える比重を占めるべきではありません」（Davis, B. G.）と言われるように、最終試験を60%とすると、学期末の詰め込み勉強を勧めたことになる（Lowman, 1984）ため、自主的な学修を継続的に行えるような評価をすることが適切とされている^{33)、41)}。つまり、授業の構成要素の重要性に応じて評価比率を決めること

がよく、到達目標と評価方法の対応、成績の評価方法および評価基準についても、先行研究に基づき、各大学で採用されている^{34)、35)}。

「シラバス改善の主な着眼点」もさることながら、既に述べたFD研修の資料および先行研究等を参考にすると、主体的な学びをめざすシラバス作成にあたっての基本的な留意点は、次のようにまとめることができる。

【シラバス作成の留意点】

前提：「学生が主体である」

1. 授業の目的を記載する。
2. 目標はディプロマポリシー等と関連づける。
3. 手の届くレベルの具体的で現実的な目標を、一文に一つずつ、複数たてる。
4. 目標の主語は学生であり、文末は「～できる」「～できるようになる」。
5. 目標は、成績評価と関連付ける。
6. 内容の必要性を精査したうえで、アクティブ・ラーニングを盛り込む。
7. 学修時間を増やすため、シラバス中に、時間外学修課題を盛り込む。
8. 継続的な学修を促すため、成績は学修の構成要素の重要性に応じた比率で決める⁴¹⁾。
9. ボーナス課題により、学生の貢献度等を評価し、評価点数の加減をする³³⁾。
10. シラバスは学生との契約であるため、変更の場合は理由を説明し、再配布する。

4. シラバスの記述内容の調査

シラバスの項目として設定されていても、記述内容が主体的な学びを目指すシラバスとなっているかを確認することを本調査の目的とする。例えば、「授業における学修の到達目標」の項目は、98.7%の大学（四年制大学、2015年）で設定しているが（図1）、到達目標の書き方が適切であるかについては全国的な調査報告が見当たらない。専門分野が異なっても、到達目標が学生主体に書かれているかどうかについては、【シラバス作成の留意点】のうち、「第三者が観察・測定可能な評価方法」⁴²⁾として、まず3および4の目標の内容を主体として調査を行う。また、8の成績評価比率の点でも、学生が継続的に自主的な学修が行えるような評価になっているか、つまり、最終試験に成績評価の比重がかかりすぎていないかの調査を行う。本調査では、2短期大学（以下、「短大」という）のシラバスを調査する。

4.1 調査方法

<調査対象>

幼稚園教諭、保育士養成校という学科編成が類似した短大で、そのうち、FD研修がすでに積極的に行われていると推測される近畿圏の短大を選択する。ここでは、FDにおいてシラバス研修等

を行いつつ、シラバス改善過程にある筆者所属のA短大⁴³⁾と、CiNii Articles検索結果からシラバス改善が複数回実施されていることがわかるB短大^{44)、45)}を調査対象とした。

<評価方法>

(1) 到達目標について

柿本らが所属する大学で行ったシラバス記述内容の検証方法⁴²⁾の一部を参考にし、「第三者が観察・測定可能な評価方法」を採ることを念頭に、到達目標の項目について、<評価の観点>にあげる4点の観点で評価を行った。なお、シラバス作成要領に、当該年度の点検ポイントとして、これらを記載する大学³⁸⁾や留意点として記載する大学もあり、この方法は、客観性のある評価方法の一つであると考えられる。

(2) 成績評価の方法について

一夜漬け的な学習を推奨するような、最終試験に比重を置く成績評価ではなく、事前事後の学修による継続的な自主的な学修を薦めることが大切であるとされている。このため、定期試験等の最終試験の比率を調査した。

<評価の観点>

(1) 到達目標について

① 記述の具体性：測定可能性

「記述が、具体的で、現実的で、そして測定可能な到達目標が明示してある」

② 記述の具体性：一文一目標

一文につき一目標になっている。

③ 主体性の明示：主語が学生

主語が学生、となっている。

④ 主体性の明示：できる表現

文末が「～できる」、「～できるようになる」または同様の意味の表現になっている。

以上の各観点について、できていれば1点ずつ加点する。目標が複数列挙されている場合は、50%以上できていれば1点とする（できていなければ0点）。各科目において、①から④の評価点は、合計で最高4点となる。

(2) 成績評価の方法について

調査対象科目のうち、シラバス項目「成績評価の方法」において、最終試験（定期試験を含む）または最終試験に該当する試験の評価比率が示されている科目のみを集計した。

4.2 調査結果

調査結果について、表1、図表2Aおよび図表2Bにまとめ、報告する。

4.2.1 開講科目数およびシラバス調査対象科目数

A短大では、公開されているPDF版をもとに、2018年度入学生用に1～2年次に開講される科目数（シラバス掲載数）281科目を調査対象とした。科目名が同じ場合でも、「授業計画」（1～15回の内容）が異なる場合は、別科目として数えた結果、調査対象科目数と同数となった。B短大では、前期開講182科目（通年開講を含む）のうち、1学年のクラス分けによって生じた重複科目と考えられる56科目は、同じ科目名、同じ担当教員で同じ記述内容の科目であるため、対象から除いた結果、126科目を調査対象とした（表1）。

表1 シラバスの「到達目標」の記述内容の評価点数

		A短大		B短大	
開講科目数（ア）		281		330	
シラバス調査対象科目数（イ）		281		126	
「到達目標」 記述内容の 評価（ウ）	記述内容	評価点数	割合	評価点数	割合
	1. 到達目標の具体性：測定可能性	23	8.2%	12	9.5%
	2. 到達目標の明示：一文一目標	98	34.9%	11	8.7%
	3. 主体性の明示：主語が学生	258	91.8%	113	89.7%
	4. 主体性の明示：「できる」表現	45	16.0%	36	28.6%
「到達目標」平均字数（エ）		64字		103字	
「到達目標」字数（最小～最大）		11～108字		13～366字	
備考		シラバス形体：PDF形式「2018年度授業要覧」		シラバス形体：シラバス検索システム「2018年度開講」	

- 1) (ア) は、A短大は授業要覧2018年度入学生用から、またB短大は2018年度開講分から計上した。
- 2) (イ) のA短大：1学年のクラス分けによって生じた重複科目と考えられる科目でも、記述内容が異なるものは別科目とした。
- 3) (イ) のB短大：前期開講182科目（通年開講を含む）のうち、1学年のクラス分けによって生じた重複科目と考えられる56科目は、対象から除く。
- 4) 記述内容の割合（%）は、シラバス調査対象科目数（イ）中に占める、記述内容の評価（ウ）の評価点“1”をつけた科目の割合を示す。
- 5) (エ) は概数。

4.2.2 「到達目標」の記述内容の評価

①到達目標の具体性：測定可能性

A短大では入力マニュアル上、最大96字の制限があるが、B短大は最大500字程度まで入力可能と推測され、そのうち実際の最大字数は、A短大108字に対し、B短大は366字（目標4項目列挙）あった。1科目当たり平均字数は、A短大が64字、B短大が103字であり、B短大の方が1.6倍多い。文字数が多いほど具体的で、現実的な記述である。詳細であるためわかりやすいが、366字でも目標数が4項目ぐらいでは具体性としては少なく、測定可能とまでは言えないと考えられた。

A短大の短い文章よりも、B短大の方が具体的であったが、客観的に測定可能かという点では、両短大とも差はあまりなく約8～9%と評価が低くなった。

両短大とも、到達目標欄に、授業の背景となっている社会の現状や学修の必要性を述べるなど、到達目標ではない内容が記載されている例もあった。このほか、授業概要や内容の説明になっている科目や、学生の到達目標ではなく授業の目標（目的）となっている科目が見られた。

②到達目標の具体性：一文一目標

一文一目標は、学生にわかりやすくするためであるが、A短大が平均字数64字であることからわかるように、単文になりやすく抽象的な目標による一文だけで収めてしまっている点が、ここに表れた。現実的で具体性のある一文一目標で複数目標を立てるのが理想的であるため、この本来の意味とは異なる結果となっている。

平均字数103字のB短大では、列挙される目標の項目数が3～4項目の科目が多く見られた。項目が多い科目では6項目の目標が立てられ、一文の内容が詳細であった。

③主体性の明示：主語が学生

ほとんどの到達目標は、主語が学生となっており、A短大91.8%、B短大89.7%と、大きな差は見られなかった。

日本語の特徴として、主語が学生か教員かがわかりにくい文章が多々見られるが、明らかに目標を学生の立場で記述されていないものも、ごく少数ではあるが両短大に見られる。

④主体性の明示：「できる」表現

文末が「できる」または「できるようになる」等の表現は、誰が見ても判別がしやすい。A短大16.0%、B短大28.6%と、B短大の方が、学生に現実的で具体的な目標が「できる」ことを目指すという姿勢が見られ、学生主体で到達目標を考える意識が高い教員が多いことがわかる。

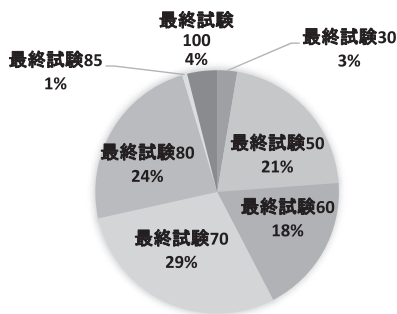
4.2.3 成績評価方法

成績評価に占める最終試験（定期試験を含む）の比率を調査した結果、A短大では、最終試験を

評価に入れている科目が、281科目中151科目の約54%であった。このうち、最終試験70%の比率で成績評価を行う科目が全体の29%（44科目）、次いで最終試験80%の比率で成績評価を行う科目が24%（36科目）であった。最終科目100%、つまり最終試験のみで成績評価とする科目もあった。結局、最終試験の評価比率が理想的な1/3（33%）以下は、3%のみであり、最終試験を50%以下の比率とする科目は24%であった（図表2-A）。

B短大では、最終試験を評価に入れている科目は、126科目中58科目の約46%であった。このうち、最終試験60%の評価をする科目が全体の33%（19科目）で一番多く、次いで最終試験50%の比率で評価をする科目が26%（15科目）の順となった。結局、最終試験の評価比率が33%以下の科目は3%、最終試験を50%以下の比率としている科目は36%であり、A短大よりも高く理想に近かった（図表2-B）。

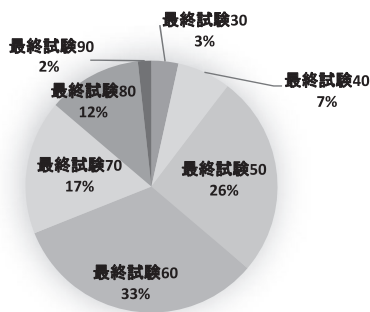
図表2-A 成績評価に占める最終試験の比率（A短大）



成績評価に占める最終試験の比率 (%)	科目数	割合
最終試験30	4	3%
最終試験50	32	21%
最終試験60	28	18%
最終試験70	44	29%
最終試験80	36	24%
最終試験85	1	1%
最終試験100	6	4%
計	151	100%

(注) 調査対象科目281科目。“最終試験70”とは、成績評価に占める最終試験の比率が70%であることを意味している（ほか同様）。

図表2-B 成績評価に占める最終試験の比率（B短大）



成績評価に占める最終試験の比率 (%)	科目数	割合
最終試験30	2	3%
最終試験40	4	7%
最終試験50	15	26%
最終試験60	19	33%
最終試験70	10	17%
最終試験80	7	12%
最終試験90	1	2%
計	58	100%

(注) 調査対象科目126科目。“最終試験70”とは、成績評価に占める最終試験の比率が70%であることを意味している（ほか同様）。

4.2.4 その他の項目について

今回の調査目的とは異なるが、調査過程で次のことが明らかとなった。

- ・B短大では、「到達目標」に基づき、到達しているかどうかについて、成績「評価方法」と「評価基準」の項目があるため、目標が「到達目標」ではなく、「評価基準」に記載されている場合や、「到達目標」と「評価基準」が同じである場合があった。
- ・事前事後学習について、B短大には、1回の授業ごとに予習と復習が区別された項目があり、ほとんどの科目において各学習が具体的に明示されていた。例えばテキスト問題集のページ数を明示しているものがある。予習、復習を区別して作成することを教員に指示されていると考えられる。
- ・具体的な準備学修時間の目安を示しているものは、どちらの短大にも見られないようであった。

4.3 考察

シラバスは科目の授業設計を可視化する。シラバス改善は、社会の要請に応え学生の主体的学習を促し教育を実質化するため、到達目標に対する適切な評価を伴って精選された内容が求められる。

到達目標を具体的かつ現実的な測定可能なものとしたり、一文一目標で複数立てるのは、一つ一つの目標が成績評価とも関連し、わかりやすいことや、学修の焦点が絞りやすいこと、学修計画が立てやすいこと等、学生への自主的な学修を促すためである。

35字程度までの文字数が少ない目標ほど単文化し、文字制限があるほど授業内容の延長的な漠然とした目標になりやすい。400字程度の文字数が多い場合は、詳細ではあるが目標がわかりやすい場合ばかりではない。このため、到達目標を一文一目標で、単文化するためには、3～4項目では不足するため10数項目の目標を列挙できる入力上の仕組みを作り、入力例を示すとよいと考えられる。

また、教員主体の目標となっている科目もあるため、学内チェック等で認識を高める必要がある。FD研修やシラバス作成マニュアルによる周知徹底がされてはいても、前年のマニュアルをコピーして入力していると、注意を見落としている可能性がある。

ダンスや音楽（演奏、歌唱）など、基本的な技術や技能をもとにして表現する方法を学ぶ科目では、目標自体を具体的な目標として言葉で表すことが難しい場合が多いのではないかと考えられた。専門性が異なると、記述されている目標が測定可能かどうかの判断が難しい場合がある。

目標の文末に「できる」表現を使用するのは、学生主体とした目標達成への意識が高い教員であると考えられる。本務校だけではなく、他大学勤務を経験していれば、他大学のマニュアル等でシラバスの書き方を指示されていた可能性がある。また、A短大で理想に近い適切な到達目標等の記述を行っている教員から聞き取りを行ったところ、同じ科目で開講している他大学の多数のシラバスのうち、良いと思われるもののいくつかを参考にしたという発言が複数あった。

B短大では、短大のカリキュラム体系の中に、個々の授業を位置付けることを一つの目標として作成されたシラバスガイドラインを2012年度に作成している。2013年度には14項目から15項目に改定され、「授業目的」を「教育研究上の目的」にして学科・コースのポリシーを周知し、「評価基準」

を「評価方法」と「評価基準」に分けて記載するように変更になっている⁴⁴⁾。

成績評価方法のうち、最終試験を成績評価の33%以下とすることについては、今回調査した両短大は、Davisの提唱する理想にはほど遠い実態であった。しかし、B短大では「評価方法」において、シラバスガイドラインで、成績評価の配分割合の明記という改善をしたため、最終試験の評価を低く抑えられている（図表2Aおよび2B）。通常の授業時間中に、複数の評価方法を用いて総合的な評価がされるようになったとも報告がされている。実際、本調査においても、最終試験を評価に用いるのはA短大に比べ、約8%低い46%で、多様な評価方法が用いられていると考えられる。

本調査で課題となる主な点は、次のとおりである。

- ・到達目標を具体的に記入すると、複数（～10数件程度）の単文の目標を記入することが必要になる。また、本調査では、到達目標の項目の多さが、授業内容の詳細さに繋がっていた。このため、到達目標欄の入力字数を各大学のフォームで十分に確保できていない場合は、一教員だけの努力では限界があり、FD等による組織内での検討が必要である。
- ・到達目標の具体的かつ現実的な測定可能かどうかの評価は、教養科目では可能な場合があるが、厳密には当該分野の専門性が必要な場合があり、第三者が適切に評価しにくい。このため、共通する専門分野内で検討したほうが、より適切な評価ができると考えられる。
- ・他大学のシラバスが公開されているため、理想的な授業内容や授業方法へと検討を重ねていくと、将来的には共通する科目ではシラバスが全国的に標準化される可能性がある。特に資格取得科目では、その傾向が強まると考えられ、これが今後、どのような教育に変化するかに注視しておきたい。ただ、国際的な政治経済情勢、地域で求められる特性、学生の資質、教室の雰囲気、授業設備の環境等により、授業の展開状況や教育効果が異なることは考えられる。
- ・到達目標は成績評価と関連付けることが必要であり、この観点で、当該大学のみを経年変化を捉えた研究^{25)、45)}があるが、成績評価方法は、科目の特性や授業内容に従い、多様な評価方法がシラバスに記載されており、そのままでは分類することが難しいと考えられる。「厳格で一貫した成績評価」⁴²⁾の実施については、多様な評価方法別に成績評価基準の検討が必要である。調査の2短大とも、評価観点と評価尺度を明確にしたルーブリック評価が記載されている例は見当たらなかったが、今後はルーブリック評価も視野に入れシラバス改善を検討する必要がある⁴⁶⁾。成績評価の内容に関する調査については、今後の課題とする。

5 おわりに

2019年度には、幼稚園教諭の教職課程再課程認定および保育士養成施設告示改正の関係科目において、シラバスの転載が必要になったことを受け、幼稚園教諭および保育士養成施設では、一層のシラバス改善を進めている。

同様にA短大でも、2019年度分のシラバスフォームの入力指針の変更を行い、「授業概要」(学習

内容、必要性等)については、学生の立場にたったわかりやすさや具体的記述を求め、「授業の到達目標」も、ともに入力の子数を増やした。また、アクティブ・ラーニング、双方向型授業や自主学習支援、情報リテラシー教育の記載がある場合は、明示することを求めている。「授業計画」、「成績評価の方法・基準」、「事前・事後学習」の項目の文字数を増やす等を行っているが、紙媒体を主体とする場合は字数の制限を受け、詳細な記載ができず、授業内容の充実を反映しにくい。言うまでもないが、字数の制限が柔軟なシラバス検索システムの方が適している。

学生主体の授業への全教員の意識向上を図るとともに、シラバスの項目設定、成績の評価方法と成績基準、授業外学修の進め方等、授業の種類や難易度により一律には決め難く、課題は多くある。

大学内や地域連携等で実施されるFD研修は、海外では数百時間の新人教員研修が義務付けられる国が多数あるように⁴⁷⁾、国内でも専任教員に義務付けたり、全学FDプログラム受講証明制度を設けて推奨したりする大学もある⁴⁸⁾。他大学の教員研修内容等、多数の先行例を参考にしつつ、学内ではFD委員会および教務部との協働により、シラバス改善を契機に、実質的な授業内容を学生主体へと移行し、教育効果を高める方法を検討し続ける必要がある。

注・参考文献

- 1) 大学審議会答申・報告一概要一. 28の答申・報告の概要<昭和63年～平成12年/時系列>「大学教育の改善について」(答申)1991.2.8.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/03052801/003/001.htm (参照2018-12-1)
- 2) 大学審議会文部省高等教育局企画課内高等教育研究会. 大学審議会答申・報告総覧: 高等教育の多様な発展を目指して. 1998.10.
- 3) 文部科学省高等教育局長. 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(通知). 2007.7.13. [19文科高第281号].
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07091103.htm (参照2018-12-1)
大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部改正(第25条の2関係)および短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の一部改正(第11条の2関係).
- 4) 中央教育審議会. 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申). 2012.8.28.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm (参照2018-12-1)
- 5) 中央教育審議会大学分科会. 学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ). 2008.3.26.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/080410.htm (参照2018-12-1)
- 6) ファカルティ・ディベロップメント(FD)とは、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げるができる。」(文部科学省. 大学教員のファカルティディベロップメントについて)。

- http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gjiiroku/06102415/004.htm (参照2018-12-1)
- 7) 公益財団法人大学セミナーハウス. 沿革.
<https://iush.jp/about/history/timeline/> (参照2018-12-1)
- 8) FDプログラム小委員会編. 大学教員の魅力開発：FDプログラムの実践. 大学セミナー・ハウス, 1990. (大学教員研修マニュアル).
- 9) 松岡信之. 大学セミナーハウス第11回大学教員研修プログラム：よりよい大学教育の方法を求めて＝カリキュラム改革で大学の中身を変えるには＝参加報告 (研究会・シンポ等参加報告). 大学体育. 22 (3), p.94-96, 1996.
- 10) 国際基督教大学教養学部 (FDプログラム研究会) [編]. FDプログラム研究レポート＝Faculty development program study reports. No.1 (1988)－. (本文言語：日本語/英語)
- 11) “公益財団法人大学コンソーシアム京都. 事業概要のご案内”. 大学コンソーシアム京都, 2018年度FD合同研修プログラム【基礎編】第1回 (資料). 2018.9.29.
- 12) 奥山正剛. 大学間の新たな連携を求めて：大学コンソーシアム京都の試み. 沖縄大学地域研究所所報. 18, p.17-28, 1999.3.
<https://ci.nii.ac.jp/els/contents110000485543.pdf?id=ART0000876046> (参照2018-12-1)
- 13) 高等教育研究開発推進センター. 沿革.
<http://www.highedu.kyoto-u.ac.jp/organize/> (参照2018-12-1)
- 14) 例えば、『大学授業研究の構造：過去から未来へ』(京都大学高等教育教授システム開発センター編, 東信堂, 2002), 『FDハンドブック』(山口大学大学教育センター, 2003.12. http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/FD_handbooks.html), 『FDプログラムの開発・実施・評価』(愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室 [編], 愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室, 2006.3. (FD担当者必携マニュアル, 1), 『大学・短大でFDに携わる人のためのFDマップと利用ガイドライン』(国立教育政策研究所FD研究会編, 国立教育政策研究所, 2009.3) 等がある。
- 15) FDハンドブック：まんがおしえて！FDマン. Vol.2 (成績評価編). 京都FD開発推進センター, p.87-89, 2010.
- 16) 中央教育審議会. 我が国の高等教育の将来像 (答申). 2005.1.28.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm (参照2018-12-1)
- 17) 中央教育審議会. 学士課程教育の構築に向けて (答申). 2008.12.24.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm (参照2018-12-1)
- 18) 文部科学省. 大学による情報の積極的な提供について (通知). 2005.3.14.
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/004/002.htm (参照2018-12-1)
- 19) 学校教育法第113条および学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (2010年6月15日), (文部科学省令第15号).
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afiedfile/2010/06/23/1294750_1.pdf

(参照2018-12-1)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）(2010.6.16付、22文科高第236号)。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1294750.htm（参照2018-12-1）

20) 中央教育審議会大学分科会大学教育部会。予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（審議まとめ）。2012.3.26.

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1319183.htm（参照2018-12-1）

21) 山田剛史。教員の教育力向上と学生の学習の連関に関する探索的検討：教員・学生の『学習観』に着目して（シンポジウム FDの実践的課題解決のための重層的アプローチ）。大学教育学会誌。35（1）、p.62-66、2013.5.

22) 中央教育審議会大学分科会将来構想部会。今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ。2018.6.28.

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1406578.htm（参照2018-12-1）

23) 中央教育審議会。2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）。(中教審第211号、2018.11.26)。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm（参照2018-12-1）

24) 佐藤浩章。本課題研究の意義とアプローチ方法：日本におけるFDの批判的検討を踏まえて（シンポジウムFDの実践的課題解決のための重層的アプローチ）。大学教育学会誌。35（1）、p.52-56、2013.5.

25) 渡辺雄貴，大森不二雄，永井正洋。学習成果に基づく授業設計の視点から見たシラバスの内容分析。大学評価研究。(13)、p.113-122、2014.8.

26) 日本高等教育開発協会。2030年に向けた大学教員の教育能力の開発と評価についての7つの提言－FD2030－(2018.7.25)。

<https://www.jaedweb.org/fd2030>（参照2018-12-1）

27) 文部科学省。大学における教育内容・方法の改善等について“Q5 日本の大学では、教育内容・方法等の改善がどれくらい進んでいるのでしょうか。”

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/005.htm（参照2018-12-1）

28) 文部科学省。大学における教育内容等の改革状況について（平成21年度）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1310269.htm（参照2018-12-1）

29) 文部科学省。大学における教育内容等の改革状況について（平成27年度）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1398426.htm（参照2018-12-1）

30) 日本学術振興会。大学教育再生加速プログラム（2014-2016）。

<https://www.jsps.go.jp/j-ap/index.html>（参照2018-12-1）

31) 金沢工業大学。事業概要：KIT教育改革の核として位置付けた「大学教育再生加速プログラム」。

<http://www.kanazawa-it.ac.jp/kit-ap/about/index.html>（参照2018-12-1）

32) 横浜国立大学。授業設計と成績評価のガイドライン。

<http://www.yap.ynu.ac.jp/topic/2015guideline.pdf>（参照2018-12-1）

- 33) 浅田舞. “授業デザインのための基礎知識・ワークショップ”. 大学コンソーシアム京都, 2018年度FD 合同研修プログラム【基礎編】第1回(資料)2018.9.29.
- 34) 阿部一靖. “授業設計・授業実践ワークショップ” 大学コンソーシアム京都, 2018年度FD 合同研修プログラム【基礎編】第2回(資料). 2018.10.13.
- 35) 佐藤浩章. 授業時間外学習を促すシラバスの書き方. 配布資料研修.
大阪大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) フォーラム報告書 27, p.59-84, 2016.
- 36) 佐藤浩章編. 大学教員のための授業方法とデザイン. 玉川大学出版部, 2010.6.
- 37) 中島英博編著. 授業設計. 玉川大学出版部, 2016.6.
- 38) 筑波大学: シラバス作成のためのガイドライン, 2008.12.
<http://www.tsukuba.ac.jp/education/pdf/syllabus-guide.pdf> (参照2018-12-1)
- 39) 東京家政大学(学修・教育開発センターほか). 平成30年度シラバス作成要領.
https://www.tokyo-kasei.ac.jp/Portals/0/data/cred/campusmate/Syllabus_InputPoint.pdf (参照2018-12-1)
- 40) 山口大学修学支援システム: 現行システム(2009年度~).
<http://www.epc.yamaguchi-u.ac.jp/kyoumu.html> (参照2018-12-1)
- 41) バーバラ・グロス・デイビス著; 光澤舜明, 安岡高志, 吉川政夫訳. 授業の道具箱. 東海大学出版会.
p.349. 2002.7.
- 42) 柿本竜治, 山尾敏孝. 教育の質の保証のシラバスによる検証. 工学教育, 58-2, p.70-75. 2010.
- 43) 大阪城南女子短期大学. 教育情報の公開: シラバス. “2018年度授業要覧”.
http://www.jonan.jp/library/tandai_n2015/about04/pdf/2018_07_syllabus.pdf (参照2018-12-1)
- 44) 四条暁学園短期大学. シラバス, UNIVERSAL PASSPORT^{EX} (ゲストユーザー).
<https://portal.shijonawate-gakuen.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp> (参照2018-12-1)
- 45) 北村瑞穂. シラバスにおける授業目的と成績評価方法の変化: テキストマイニングを用いた探索的研究.
四條暁学園短期大学紀要. (49), p.58-74, 2016.
- 46) 森田敏子. シラバスと授業改善および「ループリック評価」との関連. 看護展望. 42 (5), p.490-495.
2017.4.
- 47) 沖裕貴. “FD推進組織史—現状と今後の課題—”. 大学コンソーシアム京都. 全学的FD推進組織の現状と課題(第11分科会), 2015.3.
<http://www.consortium.or.jp/wp-content/uploads/fd/10195/11bunkakai-20thfdf.pdf> (参照2018-12-1)
- 48) 大阪大学. 大阪大学全学FDプログラム受講証明制度.
<http://www.tlsc.osaka-u.ac.jp/fd/fdpoint> (参照2019-1-9)

(きたがわ まさこ: 准教授)